

e-Tax 又は電子帳簿保存を行うと

65 万円の青色申告特別控除

が受けられます

令和 2 年分以後の所得税について、青色申告特別控除の適用要件が改正され、65 万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、これまでの要件に加え、**e-Tax による申告（電子申告）**又は**電子帳簿保存**を行うことが必要になりました。

適用要件 青色申告 特別控除額	複式簿記(正規の 簿記の原則で記帳)	貸借対照表と 損益計算書を添付	期限内に申告(注1)	e-Taxで申告 又は電子帳簿保存
65 万円	○	○	○	○
55 万円	○	○	○	—
10 万円	(簡易な記帳)	— (注2)	—	—

注1 還付申告の場合も翌年3月15日までに提出が必要です。

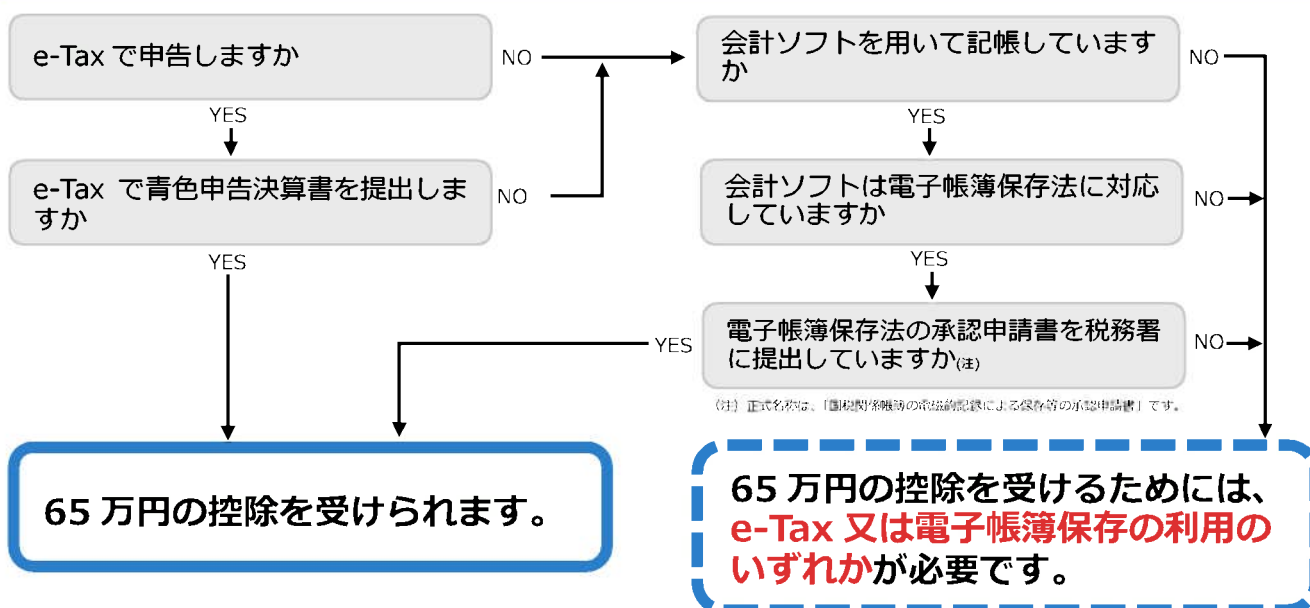
注2 損益計算書の提出は必要です。

記帳のしかたが分からない方へ

税務署では、新しく事業を始められた方や記帳のしかたが分からない方、記帳に関する指導を希望される方に対して、日々の記帳方法から申告書の提出まで一貫した指導を行っています。

記帳指導の希望や詳しい内容は、最寄りの税務署にお尋ねください。

65 万円の控除を受けられるかチェック！



詳細は裏面をご覧ください！

65万円の控除を受けるためには…

以下の①又は②のいずれかが必要です。

①e-Tax を利用

65万円の控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、**e-Taxで確定申告書及び青色申告決算書のデータを送信する必要があります。**

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Taxで送信することもできます。

- ※ 1 e-Taxのご利用の流れについては、事前に e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) の「個人でご利用の方」のページでご確認ください。
- ※ 2 **税務署のパソコンでは、青色申告決算書のデータを e-Tax で送信することはできないため、電子帳簿保存を利用している方以外は 65万円の控除を受けられません。**
- ※ 3 平均課税の適用を受ける方については、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」のデータ提出が必要になります。

②電子帳簿保存を利用

電子帳簿保存とは、電子的に作成した帳簿について、一定の要件の下で、電子データのまま保存できる制度です。

65万円の控除を受けるためには、**その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。**

- ※ 1 原則として課税期間の途中から適用することはできません。
- ※ 2 この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前までに電子帳簿保存に係る承認申請書を税務署に提出する必要があります。
そのため、**令和3年分の所得税確定申告**において65万円の控除を受けるためには、**令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、税務署長の承認を受けている必要があります。**

(参考) 電子帳簿保存法が改正されました。

令和3年度の税制改正により電子帳簿保存法が改正され、**令和4年1月1日以後**に電子帳簿保存を行う場合は、事前の税務署長の承認は不要となりました。

この制度の下、65万円の控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について優良な電子帳簿の要件(注)を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、**法定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出**することが必要となります。

(注) 優良な電子帳簿とは、①訂正等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③検索機能があること、④モニター、説明書等を備え付けることなどの要件を満たした電子帳簿をいいます。

- ※ **令和4年分の所得税確定申告**から65万円の控除を受ける方は、令和5年3月15日までに確定申告書とともに届出書を税務署に提出してください。

詳しくは国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご確認ください。

🔍 e-Tax

検索

🔍 国税庁 電子帳簿保存関係

検索